

◎新潟県告示第1044号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯山妙高高原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
妙高市大字関川字下川原 58 番 1 から	新	11.4～20.4メートル	65.4メートル
同市大字関川字下川原58番1まで	旧	14.0～20.4メートル	62.8メートル